**１　会員サービスについて**

**（３） 会員サービスの拡充**

ア はじめに

個々の会員、特に経済的基盤の確立されていない若手会員にとって、会費の負担感が大きくなっている現状からすると、会費負担に対応した会員サービスを享受したいとの要望が強まってきている。弁護士会としては、社会的な技術革新や若手会員の急増といった弁護士会をとりまく状況の変化に対応した会員サービスを提供していく必要があり、財政的・技術的制約のなかで可能な限りの会員サービスの拡充を図っていかなければならない。

イ 会員の利便性向上

(ア) 会員マイページ等の利用の促進

2008（平成20）年度からは会員サイト内に、各会員の「マイページ」(会員マイページ)が開設された。会員サービス拡充の点では、登録した会員情報や所属委員会の開催日時・議事録等の閲覧がマイページ上で可能となった。また、研修講座の検索及び申込や受講状況、委員会希望の受付、法律相談担当の申込、法律相談の交代手続(自分の担当日の交代候補者を会員マイページで探し、交代者には別途確認を得たうえで、オンラインで交代手続をする、交代者を募集する、交代者募集中の日程を表示して応募する)等もマイページ上で行えるようになった。合同図書館の蔵書検索及び貸出予約もホームページ上から行える様になっている。会員ページの存在や利便性の会員への周知は、相当程度達成されているものの、引き続き周知及び利用の促進が望まれる。

なお、弁護士法23条の2の照会請求については、2010（平成22）年10月より、郵送による受付が開始されたほか、会員ページ内において、申出の多い類型についての記載マニュアル及び照会書式をテンプレートで提供し、適宜更新もされている。また、照会請求の受付件数は、近年大幅な増加傾向を見せているが、2017（平成29）年度も、11月15時点で類計17,858件であり、2017(平成29)年度の年間ベースでは、28,000件前後に上ることが予想される。また、照会請求先として希望が多いにも関わらず、回答に消極的であった照会先に対しても、当会等との折衝により、照会に応じる方向に転じる照会先が増加しており、本制度の利便性は更に高まっているといえる。

例えば、債務名義に基づく債権差押命令のための預金口座情報の照会に応じる金融機関が拡充されている。各行毎に、専用の書式等が存在するため、必要な書式や申出に際しての注意事項については、東京弁護士会会員専用ＨＰに詳しく記載されている。

また、会員課の受付窓口においては、2017(平成29)年10月17日から、印鑑証明書及び会員証明書の自動発行機が導入され、窓口での手続の時間短縮が期待される。

(イ) 会館問題

従来より会館に関する問題が議論されているが、会員の利便性向上の観点から、現在の会館利用方法を含めて更なる議論が必要である。

なお、弁護士会館4階、5階会議室等においては、無線LANによるインターネットサービスを無償で提供している。

また、第2会員室の奥の特別会員室については、執務ブースが設置するとともに、マッサージチェアが個室化されたが、保安上の理由から、午後6時以降の使用については、カード式キー(新図書館カードへの設定を要し、会員課窓口においてその場で設定してくれる)が導入された。さらに、特に子育て中の女性会員の弁護士業務活動支援のため、研修会参加時などにおける4階和室の利用や、女性会員室の改善が行われた。

(ウ) 会費問題

若手、特に司法修習が給費制から貸与制に変更された世代の若手会員については、弁護士登録6年目に司法修習の貸与金の返済が開始されるが、法科大学院での奨学金の返済も合わせると、登録6年目頃に急激に会員負担が増加することが予想される。かかる事態に対応するために、2016（平成28）年11月2日付以降に入会する新65期以降の若手会員については、新会館臨時会費の負担が免除されることとなった。

また、昨今の弁護士の経済状況やインハウスローイヤー及び任期付公務員となる会員の増大等の業務態様の多様化が進んでいる。この様な状況を踏まえると、若手会員の問題にとどまらず、会費の適正妥当な負担や会費減免制度のあり方について、将来的な会財政もにらみながら、柔軟に検討していくことが望まれる。なお、任期付公務員の会費減免については、減免の基準を明確にすることで減免審査手続を簡便にし、制度の利用がしやすくなっている。

ウ 会員向け支援体制

(ア) メンタルヘルス・カウンセリング

2008（平成20）年4月1日より開始されたサービスであり、東弁の弁護士会員・外国特別会員等、およびその配偶者と健康保険の被扶養者を対象として、電話・Ｗｅｂ(メール)・面接の方法によって、こころの健康の問題を相談する機会を得るためのアクセス手段を弁護士会が提供するものである(注：心の健康の問題の解決を直接の目的とするものではなく、医療機関を紹介するものでもない。)。カウンセリングは、弁護士会ではなく委託先の臨床心理士の資格を有する心理カウンセラーが応対している。電話については匿名での利用も可能であり、会員の家族が会員のために利用することもできる。

当サービスの提供は、近年の事件処理の複雑化や経済状況の変化により、会員を取り巻く業務環境が厳しくなり、業務に対して強い不安やストレスを感じる会員が増加しており、このような会員のこころの健康問題がその家族、依頼者、事務所及び社会に与える影響が大きくなっていることに対応したものである。特に、若手会員の急増に伴う採用問題などによって、登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う不安やストレスが多く生じていることから、そのようなストレスによる健康問題への対応としても機能することが引き続き期待される。

(イ) 若手相談室

若手会員(登録5年以内の会員。以下同じ。)による若手会員のための相談窓口で、事務所内の人間関係トラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとを世代が近い会員に気軽に相談するための窓口である(注：個別具体的事件に対する相談は除く。)。この若手相談室は、新進会員活動委員会の活動の一環として行われている。

上記のように登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う悩みが多く生じる懸念もあることから、会員への周知を強化することなどによって活用していくことが期待される。

（ウ）出産・育児に関する支援制度

当会では、出産・育児に関する支援を順次拡充されている。例えば、出産や育児に伴う会費免除制度が設けられ、申請期間内に申請を行うと、免除対象期間について東弁一般会費が免除され、納付済みの場合には還付される。

また、出産・育児に伴う会務活動免除制度や、出産に伴う新規登録弁護士研修履修義務の猶予制度が設けられている。

エ 会員への研鑽機会の提供

(ア) 研修、法律研究部

研修や法律研究部の活動が、会員の知識・法技術的専門性を高めるために有用であることは従来と変化ないところであり、既にネット研修の充実化や専門性の見地からの工夫がされているところである(詳細は該当項を参照されたい。)。

(イ) チューター制度、法律相談等を通じたＯＪＴ制度など

いわゆる「ノキ弁」や「即独」など、身近にＯＪＴを受ける機会に恵まれない若手会員の増加は既に現実的なものとなっており、もはや特殊なカテゴリーに属するとはいえない状況にある。弁護士会がこのような会員に対して、先輩会員との交流を通じたＯＪＴを実施することは、業務の基礎的な処理方法を習得するために必要であることは勿論のこと、弁護士の公益性に裏打ちされた弁護士会の自治を保持するための教育課程の側面からも重要である(このような弁護士自治に対する理解は研修等だけで深めていくことは困難であると思われる。)。

具体的方策としては、法律相談における主・副担当制(現在の消費者問題専門相談や弁護士紹介制度などが参考になる。)の拡充や、登録制のチューター制度が実施されている。チューター制度は、新規入会登録後３年目までの会員で、いわゆる「即独」や「早期独立」、「ノキ弁」の方のみならず、これらに準じた環境にある会員を広く対象としている。具体的な相談内容については、事件処理に関する一般的なアドバイスのほか、業務獲得や事務所経営に関するものまで様々な相談が寄せられている。

(ウ) 新規登録弁護士に対するクラス別研修制度の導入

弁護士の基礎的スキルやマインドの涵養は、登録後早期に実施される必要があるほか、会員約8,000名を超える当会においては新規登録会員相互の顔が見えず、孤立化や弁護士会に対する帰属意識の希薄化が懸念されている。そこで、65期を中心とした新規登録弁護士から、新規登録弁護士の集合研修の一環として、「クラス研修制度」が2013(平成25)年1月から開始され、2017(平成29)年度も引き続き70期の会員を対象として、研鑽を行っている。

制度の概要については別途項目に譲るが、本制度は、クラスの世話人の人選が要となる一方、世話人が固定化されないよう、多くの世話人を発掘していく必要がある。当会としては、今後も有為な人材を推薦するとともに、世話人の活動を積極的に支援していくことが求められる。